



きたほうりつ

2010年
第29号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル 電話03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<http://kitahou.bengo-shi.com/>

弁護士 鳥生 忠佑 弁護士 青木 護 弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 事務局一同



あけましておめでとうございます。

昨年の総選挙で民主党が大勝し、政権交替を実現したのは、古い遅れた政治の実態と原因を、「国民の目線」で見る主権者・国民の認識の成長でした。

しかし、「国民の目線」では、なお基軸となるものがあいまいですが、政権について三ヶ月半にして民主党主体の政治は、国民が拒否したはずの自公の古く遅れた政治に墮すおそれも生じさせ、国民を心配させています。

その理由は、この党が会派の集合体で、政党としての基軸を新たに確立しておらず、このためあいまいな「国民の目線」になお依存し続けていることが原因です。

新たな政治の確立には、「憲法の目線」が必要です。草の根・九条運動の成果は全国の地域に、「憲法の目線」を育て、大きく広めてきました。今日、7,400ヶ所に達しています。これをいっそう広げることが大切です。

東京北法律事務所は今年も、この道に力を注ぐ決意です。皆様のご多幸とご健勝を祈ります。

2010年 元旦

東京北法律事務所 一同

御案内

業務時間 9:30 ~ 6:00
(土・日・祝日は休み)



- 北法律40年の足跡
- 北法律の活動が広がっています
- 北法律40周年、「北の砦」の出版と鳥生弁護士の弁護士生活50年を祝う会
- 事件—原爆症認定集団訴訟・大気汚染公害
- 身近な法律問題—更新料特約は無効？
- 北法律九条の会の活動日誌

憲法を礎に

北法律四〇年の足跡

「地域に根ざし、市民の権利を守る」

活動を今後どう広げるか

東京北法律事務所は、先立つ七年の鳥生忠佑法律事務所の成果を引き継ぎ、一九六八年(昭和四三年)東京北区の地に根ざし、市民の権利を守る法律事務所として発足しました。

そして、創立四〇周年を迎えたのを期に、その間に多くの国政上、自治体上の諸問題を解決し、そして権力、大資本などによる圧迫から市民の権利を守り抜いた方々とその運動体の呼びかけで、昨年六月一九日北区の会館「北とぴあ」で、北法律の創立四〇周年を祝う会が盛大に開催されました。

当日の第一部では、創立者鳥生弁護士が同時に弁護士生活五〇年を迎えたお祝いをかねて、ノンフィクション作家今崎暁巳さんの著書「北の砦—ルポルタージュ鳥生忠佑と北法律—」が日本評論社から出版されたのを主題にして、本の内容に関し著者及び出版社側からこれを本にして伝える意義について意見の表明がありました。続いて、北法律出身の小野寺利孝弁護士より、身近に見てきた鳥生弁護士の市民の権利を守る闘いから、数多くの点を学んだとの具体的な体験の紹介がありました。

そのうえで、参加した各運動体の代表の方々が次々と立

って発言があり、それぞれ社会的背景のもとで発生した各事件に関して、鳥生弁護士と北法律がこの地に根ざして存在したことの大きな意義と役割が語られ、これによって市民の権利が深くかつ大きく守られたこと、そしてさらに市民の組織をこの地に数多く確立し、地域の民主化と発展のために大きな成果をあげる原動力となったことが語られました。

それは、参会された方々にも、「憲法を礎に」、「地域に根ざし」、「市民の権利を守る法律事務所」の存在とその役割が如何に大きいかが、また北法律の「北の砦」が市民と市民を繋いで、いかに大きなものを生み出してきたかを実感させるものでした。

それらは、弁護士一般の活動とどこが違うのか、それは弁護士のあり方として本来共通すべきものではないかなど、根本の問い掛けを含んでいます。

このため、この機会に、東京北法律事務所四〇周年祝う会において、われわれ弁護士と法律事務所のあり方に関し投げかけられている問題をまとめ、お伝えしたいと考えます。

一、弁護士が

「地域に根ざす」とは、

どんな意義と役割があるか

市民とは、もともと、地域で生活を共にする生活者のことです。

それは、個人としての面と、地域において生活を共にする住民・生活者としての面との両面があります。

そして、市民の権利はこの両面から、憲法上は平和的生存権を基盤としてすべての分野に及んでおり、本来保障されているはずのものです。したがって、本来市民の権利意識が高まれば、社会は憲法に添って発展していくことが期待されています。

しかし、日本の弁護士の多くは、一



東大教授 小森陽一さんの講演

その結果、日本人のみが戦後五〇年も、古く遅れた政治に依存してきたと、国際の批判されてきました。が、ようやく昨年夏の総選

でしよう。 日本人の権利意識は、残念ながら高いとは言えません。むしろ、長く培われた日本人の性格と性質からは、今日でも、争いを好まず、長いものには巻かれ

の基本理念に代わる政策上の基準とはならず、これを正すには、「憲法の目線」に置き直すことが必要です。そして、日本の社会は、今後の民主的発展のために、いっそう市民の権利意識の

向上を必要としています。 弁護士は本来活動するときには、憲法を含む法的な目線で、ものを考え、判断します。したがって、弁護士が地域に根ざし、「市民の権利を守る」法律事務所をより多く設立していくことは、大きな意義と役割をもつものなのです。



部に例外はあっても、ほとんどが交通の便宜がよいなどの理由から、都会の中央またはその近辺に、さらにはマンションの上階などに、法律事務所を構え、遠く通う依頼者から事件の依頼と問題解決の相談を受けているものが多いです。弁護士の数が未だ少なかった時代はそれでよかったです。しかし今日、弁護士の数が大幅に増加しつつある中で、今後もそれであるのか、それが問われているのです。 他方で、多くの弁護士が相対している「依頼者」は市民と同一ではなく、地域から隔離された個人にすぎないことがほとんどでしょう。

「二、なぜ、「市民の権利を守る」ことが大切か」 日本人の権利意識は、残念ながら高いとは言えません。むしろ、長く培われた日本人の性格と性質からは、今日でも、争いを好まず、長いものには巻かれ

これは、民主党が会派の集合体にならず、政策の基本自体を党として未だ確立していないため、その政策の基本となるものに総選挙で使用してきた「国民の目線」をそのまま使用しているからです。「国民の目線」は選挙スローガンとして役立っても、その中味は幅が広く、中心となるべきものが欠落しています。このため、政策が個々に大きく揺れるのを避けられません。したがって、本来「国民の目線」では、党



事務所代表 鳥生忠佑のお礼のこたば

北法律の活動が広がっています

一、九条の会活動が活発化

北法律九条の会は〇五年一月に設立して以来、講演会をもって今日の政治情勢における改憲動向を市民の間に伝えるとともに、DVD・ビデオの映画上映によって戦争と原爆被害の実相などを市民に広めてきました。

北法律九条の会は、以後この二本柱の活動を継続してきましたが、任期中の改憲を公約とした安倍内閣の出現によって、九条運動が一時危機を迎えた中でも、北法律九条の会はこれに抗していつそう、九条をもつ日本の憲法が世界の中で人類が到達した最高の憲法であることなど二本柱の講演と名画の上映活動を強めてきました。

北法律九条の会と同様に、全国の九条の会の活動も活発化し、草の根運動として全国に広げられた結果、国民の

改憲反対の声が世論に反映してより強くなり、これによって民主党も自党の改憲意見を低下させざるを得ないことになりました。この結果、民主党が改憲の戦列から停滞したため、任期中の改憲を公約した安倍首相は窮地に陥り、みずから政権を投げ出さざるを得なくなりました。九条の会は今日全国で七四〇〇ヶ所に誕生しています。こうした憲法九条を守る継続した活動で、北法律九条の会は市民の間に憲法九条が最もすぐれた平和達成の条項であるとの認識を広げることにも役割を果たしたと考えています。また、昨年からは、講演と映画上映の機会もいっ

そう増加させ、ほぼ毎月一回開催している状況となっています。

二、名画の普及と使用申出の受付開始

今日、国際平和を達成していくには、米軍のイラク早期撤退と、アフガニスタン侵攻をいかに早期に終わらせられるかにかかっています。

国内的には、民主党連立政権の政治問題の他に、菅家利和さんなどのえん罪事件の究明を通じて、日本の捜査と裁判の重大な人権侵害の事実を改めて明らかにし、その原因となっている今日の取調べのあり方を問わなければなりません。えん罪の究明と捜査の改革は民主主義と基本的人権にかかわるも



飛鳥山に最近できたモノレール「アスカルゴ」

のであり、九条の平和的生存権の実現と一体のものであります。

このようなことから、北法律九条の会では、新たに市民に対し手持ちのDVDなどの無料使用を支援する活動を始めることになり、市民の方々から喜ばれています。

北法律九条の会では、今後もこれらの分野を重視しながら、九条運動前進のために寄与して行きたいと考えてい

ます。
皆さんの御参加をお待ちしています。

三、街頭「なんでも」相談会に参加

昨年は、北法律として年間三回にわたり、街頭での「なんでも」相談会に参加しました。

格差と貧困が社会問題として広がるなかで、北法律を含む東京北区内の諸団体が提携して開催しているもので、対象を派遣問題に限定せず「なんでも」相談とし、広く困窮者の救済をめざしているものです。

街頭相談は、駅前広場を使用しての一回三時間程度の開催ですが、一回で七、八〇名程度の相談者が来所しています。昨年三回目からは、北区も後援されることになりました。これは、本来行政として行わなければならないものを、市民とその組織に、代わって行ってもらっているとの認識を持ち始めていると評価しています。

今年も、貧困と格差問題が年末年始にかけてどのように拡大していくのか注視しながら、北法律の弁護士全員の四人が参加しても、まだ足りない、法律問題相談希望者の多さに少々困惑し



講演する作家 早乙女勝元さん

ているところですよ。

四、地域に根ざした相談と事件が増えています

東京北区は、これまで借地と借家が目立って多く存在していました。

これは、北区は元農地が広がっていたうえに、土地が宅地化した後も相続人が宅地を売却せず、代々貸地の形で保有されてこられたからです。

このため、必然的に借地人らも多く存在し、借地をめぐる争いが多く発

生しました。地主さんに対抗するため、地域ごとに自主的に借地人会ができたことも珍しいことではありませんでした。その結果、借地契約の解除など地主さんから受けた裁判に勝訴した機会に、借地を底地権の範囲で安く購入し、みずから土地持ちとなることかしばしばありました。それは、地主さんは話し合いでは土地を売らなかつたからです。ですから、裁判上の和解だけが、土地持ちとなる機会として、このことを期待して、希望に燃え裁判に対応される方までおられる状況でした。

今日では、借地借家に定期借地・借家の制度が導入され、全国的にも借地借家の紛争が少なくなりましたが、北区ではなお借地が多いので、紛争も多く、事件と相談の依頼が年間を通じて絶えない状況です。

その他で、多いのは、時節柄、消費者金融とクレジット問題、そして破産の申立などの事件と相談です。

これに負けない位多いのは、離婚など夫婦関係の問題、そして相続と遺産分割、遺言書の作成などです。遺言書などの相談が多いのは、高齢社会となつて、自分の財産を遺される者に伝え、争いをなくしたいとの考えが広まっているためで、大変よい措置だと思えます。なお、遺言書自体は公正証書のよ

うに証人を立てることも必要でなく、簡易な手法で作成できます。交通事故の事件は減少していますが、なお多い状況です。

中小企業・小規模の営業などの問題では、激しい不況を反映して、自主的に解散するのが多くみられ、再生するのが困難な状況がみられます。

紛争と問題は、皆さん方が起こさなくとも、相手方から起こされるおそれがあるのですから、まだ起きていない「おそれ」の状態でも、早めに相談されることは心配を未然に解決できる「安心」を得ることができ、「すぐれた」方法なのです。



満開の桜で賑わう王子の親水公園

盛大に開催された

東京北法律四〇周年、「北の砦」の出版と

鳥生忠佑弁護士への弁護士生活五〇年を祝う会

第一部 圧巻だった「北の砦」出版を祝う会

一 昨年六月一九日の五時から七時まで、北とぴあ「天覧の間」で、日本評論社出版、今崎暁巳さん著作の

「北の砦—ルポルターージュ鳥生忠佑と北法律—」の内容に関し、作者と編集者の報告をもとに合評会として、第一部

「出版を祝う会」が開催されました。

まず作者の立場から、本の題がなぜ「北の砦」なのかに関し、「鳥生弁護士五〇年、及び北法律の四〇年にわたる活動は、その具体的な活動を通して、多くの市民と市民の組織を北法律が結びつけ、それを繋いだ北法律の姿が、闘いの拠点としての砦そっくりだったので、題名に採用させてもらった」と発言されました。

この作者の発言は、北法律のこれまでの活動を「市民の護民官」などと評してきた人も多いので、「やっぱりそうだ」と、きっと同感された人も多かったのではないかと思われました。

二 続く、編集と出版を

担当された日本評論社の前会長大石進さんから、「弁護士と法律事務所のあり方として、鳥生弁護士と北法律の活動を本にして残す価値は高い」と述べられ、その観点から編集したことなどを話されました。



報告する作者・編集者・出身弁護士の3氏

さらに、北法律出身の小野寺利孝弁護士が、鳥生弁護士が市民の権利を守る活動の中から、多くの点を学んだこと、それが今日でも自分の活動の柱となっていることが話されました。

さらに、北法律出身の小野寺利孝弁護士が、鳥生弁護士が市民の権利を守る活動の中から、多くの点を学んだこと、それが今日でも自分の活動の柱となっていることが話されました。

に、北区を相手としたダブル川事件では、裁判で勝利したあとも、北区長の謝罪をもとに弁護団主催で北区に死亡した子どもらの慰霊祭を開催させ、北区内の危険個所の総点検を行わせたこと、この北区の例は全国の子らの命の安全に大きく寄与したことも話され、聞者に感銘を与えました。

三 加藤真美弁護士の司会は、以上の報告を受けて、参加した方々に発言を求めると、一斉に手が上り、司会進行に戸惑う場面もありました。

発言者は、それぞれの事件の経過と訴訟団及び協定団の本人として、権力と大資本を相手としてどのように闘ったか、そして鳥生弁護士と北法律がそれぞれの事件でどのような画期的な成果をあげ、解決に大きな役割を果せら



日本評論社から出版された「北の砦」

れたかなどに言及され、改めて事前に発行された「北の砦」を読んで、記録としても正確である旨も紹介されました。

その発言は、カレッジタウン細区分所有権回復訴訟（支払える条件の範囲での債務弁済を獲得）、北区新幹線高架通過反対訴訟（一一〇キロ走行の厳守と在来線の騒音対策を獲得）、消費者と商店とが団結して闘ったマルエツ浮間店進出阻止運動、日光・結構・大和観光によるファミテッククラブ手形詐欺事件、日本で初の公害裁判の当事者交渉で、東京都との間で

第二部 盛大に挙行された祝う会

第一部に続き、第二部として、当法律事務所四〇周年と鳥生忠佑弁護士と弁護士生活五〇年を祝う会が二〇〇九年六月一日九日午後七時から開催されました。

当法律事務所の弁護士坂田洋介の感想も交え当日の様様を報告します。

一

第一部の熱気が冷めやらぬまま、第二部が

劇団青年座女優本村光樹子さんの司会が始まりました。



文化座代表の
佐々木愛さん
と女優
本村光樹子さん
の挨拶

厳格な規制を協定した北区ゴミ焼場設置反対訴訟、そして住宅地に設置した生コン会社の砂山で二人の小学生が遊んでいて蟻地獄に吸い込まれて死亡させられたアサノコンクリート児童死亡事件などに及びました。

それらを報告する発言が次々と続き、それは圧巻となつて、「北の砦」が市民の運動とともに会場を覆い尽くし、盛り上がった第一部の会となりまして。事務所で「北の砦」を販売していますので、ぜひお読みください。

第二部の参加者数は二〇〇人を軽く超え、さらに第一部の盛り上がりも合わせ、会場ははじめから異常なほど盛りあがっていました。

準備段階では、参加者が集まるのか、会場が大きすぎるのではないかなどの懸念もありましたが、始まってみれば全くの杞憂でした。

二

はじめに、祝う会呼

びかけ人や参加者からの挨拶をいただきました。そうそうたるメンバーであり、改めて鳥生弁護士の人徳を確認しました。

祝う会呼びかけ人代表で医師の大場俊英先生（東京ほくと医療生活協同組合理事長）から祝う会開催の経過報告があり、続いて、呼びかけ人で女優の佐々木愛さん（劇団文化座代表）のご挨拶と、九条の会事務局長小森陽一さん（東京大学教授）に「九条の会」の設立状況とその役割についてご講演をいただきました。

乾杯は、呼びかけ人北野弘久先生（日本民法律家協会代表理事・日本大学名誉教授）の音頭で行っていただき、懇親会の幕が開きました。

懇親会の中では、憲法九条に関する独創的な歌をギターにのせて、きたがわてつさんに歌っていただき、呼びかけ人の小林末春さん（東京土建一般労働組合北支部執行委員長）と、呼びかけ人の鳥居峰夫さん（北区民主商工会会長）からご挨拶と、多年にわたる北法律の活動に対する感謝をいただきました。



思い出の事件権者会
を語る
渡部照子
弁護士

続いてご挨拶を頂いた渡部照子弁護士の話が印象的でした。渡部先生は、一八年前の一九九一年に解決した「レジャー会員権（ファミテック）詐欺販売事件」の統一弁護士団の一人としてご挨拶をいただきました。

三

最終、作家の今崎暁巳さんと鳥生弁護士に立派な花束が贈られ、鳥生弁護士から本日の祝う会のご努力への感謝と北法律の今後の活動に関する決意表明があり、時間が一杯となり祝う会は閉会となりました。

た。その際、先生は、同じく祝う会に参加していた、被害者の会の方々や弁護士も壇上に上げました。特に被害者の会の方が五人も参加していたことは驚きでした。

二〇年近くも前の事件にもかかわらず、団結が続き、これだけの人が集まるのはなぜだろうか。渡部先生は次のように鳥生を評していました。「鳥生先生は、ひとりひとりの心の中にある良心をわづかみする。その良心が次の人をつなげ、団結力を生む。先生が、正義のため、民衆のために闘うとの確固たる信念と使命感を持ち、それが人を動かす。それだけではなく、先生が悪魔のように考え出される知恵の数々。それらが、人を引きつけ、人を動かす。」

次いで、当法律事務所出身の清水洋弁護士から楽しい話（漫談？）があり、祝う会は盛り上がりました。

最終、作家の今崎暁巳さんと鳥生弁護士に立派な花束が贈られ、鳥生弁護士から本日の祝う会のご努力への感謝と北法律の今後の活動に関する決意表明があり、時間が一杯となり祝う会は閉会となりました。

閉会となりました。

原爆症認定集団訴訟

原爆症認定問題は未だ解決していません



1 昨年八月六日、内閣総理大臣・自民党総裁麻生太郎と日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）代表が、「原爆症認定集団訴訟」の終結に関する確認書を調印しました。その内容は概略以下のとおりです。

まず、一審判決を尊重し、一審で勝訴した原告はそのまま原爆症認定を行う。ついでには国の控訴を取り下げる。

たとえ、敗訴したとしても、議員立法による基金を設け、金銭的には一定の補償をする。

そして、残された問題の解決を図るために厚生労働大臣との定期協議の場を設ける。

そして、この調印を受け、河村官房長官は正式な「談話」として、原告に対し「陳謝」とともに、「唯一の被爆国として、原子爆弾の惨禍が再び繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たし、恒久平和の実現を世界に訴え続けていく



昨年8月6日、確認書調印式

決意を表明」しました。被爆者は、やっとここまでできたと喜び、歓迎しました。

2 しかし、これで問題が全て解決したというわけではありません。

認定制度について言えば、原爆症認定基準は未だ被爆の実態に沿ったものではなく、疾病を限定している等の問題が残っています。また、八〇〇人以上の申請が審査もなされず滞留しています（昨年一二月当時）。

さらに、昨年四月にオバマ米大統領がプラハで演説を行って以降、核兵器廃絶のうねりが確実に大きくなっていきます。この原爆症認定問題も、単なる訴訟の解決だけではなく、被爆の実態を国に認めさせ、核兵器廃絶につなげなければなりません。原爆症問題はまだまだ終わっていません。皆さんのご支援をお願いします。

大気汚染公害

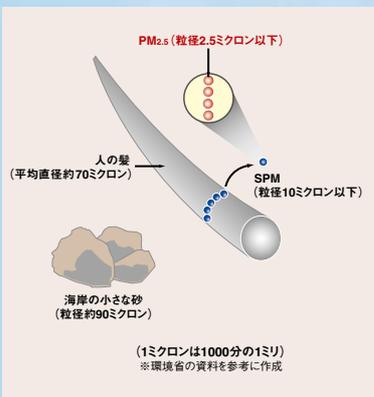
都内に一年以上住んでいる人のぜん息医療費は無料です

東京大気汚染公害裁判は二〇〇七年八月に全面解決しましたが、東京高等裁判所での和解の第一の柱は、東京都によるぜん息医療費救済制度の創設でした。これは被告の東京都、国、自動車メーカーなどが財源二〇〇億円を拠出して、都内に一年以上居住するすべてのぜん息患者の医療費を無料にするという画期的なものでした。二〇〇八年八月にスタートし、現在四万人以上が医療券を手にし、「安心して治療が受けられる」と喜びの声が寄せられています。

微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準が設定されました

空気中に漂っている「チリ」の中で、直径二・五ミクロン以下のもの（髪の毛の約三〇分の一）が微小粒子状物質(PM_{2.5})です。有害物質を多く含み、肺の奥

深く入りこむため、呼吸器疾患、肺がんのみならず、心筋梗塞などの心疾患もひきおこすことが明らかになっていきます。アメリカでは一九九七年にPM_{2.5}の環境基準を設定して規制に乗り出し、WHO（世界保健機構）も二〇〇六年にPM_{2.5}のガイドラインを提案していました。東京大気汚染公害裁判の和解でも、環境省は環境基準の設定も含めて検討することになっていましたが、その後の運動の結果、二〇〇九年九月ついにPM_{2.5}の環境基準が設定されました。アメリカ並みの厳しい基準値ですから、今後基準値オーバーの場所が続出すると考えられます。いっそうの監視と対策要求が重要となっています。



身近な法律問題

～更新料特約は無効？～

1

昨年七月、京都地方裁判所は、アパートの賃貸借契約の更新料特約は消費者契約法一〇条に違反して無効であるとの判決を出しました。翌月には、大阪高等裁判所でも別件で同趣旨の判決が出されました。

これらの判決は、全国紙やテレビなどで大きく取り上げられたので、ご存じの方も多いかと思いますが。そこで、皆さんが当然思ったであろう「自分（貸主又は借主）の場合はどうなるの？」との疑問に答えたいと思います。

2

賃料の法的性質は「使用の対価（使用料）」です。これは何となく分かるかと思いますが。では、更新料の法的性質は何でしょうか。どうして更新の度に払っている（受け取っている）のでしょうか。答えられますか。

賃料の法的性質は「使用の対価」です。これは何となく分かるかと思いますが。では、更新料の法的性質は何でしょうか。どうして更新の度に払っている（受け取っている）のでしょうか。答えられますか。

このほとんどの人がその理由について答えられず、考えたこともない更新料について、明確な合理的理由が必要だとした画期的な判決が先ほどの二つの判決です。

3

この二つの判決は、消費者契約法を根拠にしています。同法は、消費者と事業者との間の情報力や交渉力の格差にかんがみて、消費者を保護し不利益を押しつけないようにすることを目的としています。そして、同法一〇条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）が適用されるとしています。その理由は、以下のとおりです。

まず、賃貸借契約は、民法上借主の使用と賃料の支払を内容とする。更新料は賃貸借契約の基本的内容に含まれず、賃借人の義務を加重する。更新料には合理的な理由はなく、しかもその理由の説明が借主にされていない。

つまり、一般的になされている「契約期間が満了したら、更新料として〇〇〇円を支払ってもらいます。」との説明だけでは足りないということ

とです。

この論理からすれば、世の中の更新料特約のほとんどが無効となります。

4

では、皆さんの場合も同じく無効になるかと言えば、それほど簡単ではありません。

まず、これらの判決が消費者契約法を根拠にしていることに問題がありません。つまり、同法は「消費者」の保護を目的としているため、会社として借りた場合や、個人であっても事業目的に借りた場合には同法は適用にならないのです。

また、下級審判決の判断が分かれ、未だ最高裁判決が出ていないことも問題があります。たとえば、昨年一〇月、同じく大阪高等裁判所が別件で更新料を有効とする判決を出しています。前記高裁判決とは反対に、同様の更新料特約であるにもかかわらず更新料には合理的な理由があるとしています。最高裁での判断の統一が待たれます。

5

では、現段階において、皆さんが更新料特約は無効なので支払わないとの態度を取ることに、どのような問題があるのでしょうか。

のような問題があるのでしょうか。

主な問題は、貸主が賃貸借契約を解除できるかです。

仮に更新料特約が有効だとしても、更新料は賃貸借契約の基本的内容ではないこと、更新料は通常賃料の一〜二ヶ月分と過大でないこと、更新の合意をしなくても法律上は更新され、その場合更新料支払義務はないと考えることができること等からすると、契約解除が認められる場合は少ないと思います。

6

前記二つの判決は、消費者保護の観点から明確な合理的理由を求めているものであり、逆に合理的理由があれば更新料を認めるものであり、市民の感覚に合致します。

単なる慣例では認めないという当然のもので、これら

の判決は最高裁でも維持されるのかと考



「この道」を進めます

弁護士 鳥生 忠佑



事務所創立四〇年、

鳥生忠佑弁護士の弁護士生活五〇年を祝っていただきました。

その中で果たした役割として皆さんがご指摘なされているのは、北法律が生活者としての市民の権利を守ってきただけでなく、地域において市民と市民

が手を繋ぐ砦としても、大きな役割を果たしてき

東京北法律事務所

たということでした。

社会が民主的に発展していくためには、それぞれ市民とその組織が手を繋いで、励まし合い、それがさらに広がる必要があります。作家今崎暁巳さんの著書の題名「北の砦」は、北法律が法による繋ぎ手として砦の役割を果たしてきたことを示すのに、とても良い題であると言われています。

北法律は今後もこの道を大事にして、役割を果たします。皆様の御多幸と御健勝を祈ります。

人の心に平和の砦を

弁護士 青木 護



昨年「北の砦」が出版されました。砦は「市民の生活と正義を守る砦」、「市民の力をつないで連帯の力を生み出す砦」です。

要件をうたっています。「すべての生命に慈しみを持って、死にかけている人々がいるのがわかる。地球を癒そう。地球をより良い場所にしよう。君と僕のために。」

そして人種や民族を超えてすべての人々のために。「(マイケル・ジャクソン「Heal The World」より)

ユネスコ憲章(国連教育科学文化機関憲章)前文は、「戦争は人の心の中で生まれるものだから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」と、相互理解と教育の重

今年も子どもの話題です

弁護士 坂田 洋介



昨年十一月に二人目の子(娘)が産まれました。

一人目の息子は、言葉どおりに「走り回り」、歩くことがほとんどないほど活発な子ですが、二人目の娘は、今のところ四六時中すやすや熟睡しています。息子は産まれた直後から、あまり寝ずにうごうごと身体を動かしたので、えらい違いです。



待機児童問題など育児環境は整っていません。国・自治体の責任は大きく、

以上、育児を女性だけに押しつけるのは社会の流れに反するのではないのでしょうか。

改善すべき問題は山積みです。しかし、育児環境は国や自治体の政策だけの問題ではありません。つまり、「父親の育児」ということを、父親自身だけでなく、社会、会社等が改めて考えなければならぬのではないのでしょうか。女性の社会進出が当然である

一年たちました

弁護士 金井 知明



していきたくて考えています。

昨年の一月に北法に入って早くも一年が経ちました。借地借家、親族・相続事件、労働事件、なんでも相談会の相談などいろいろな事件に取り組んでいるうちに、あっという間に過ぎた一年でした。また、北法が、地域に密着した事務所であることを実感する一年でもありました。様々な事件、問題があり頭を悩ますことも多い毎日ですが、地域の方々の相談に答えていけるよう、今年もさらに勉強

さて、裁判所等に出かける時以外は、事務所や王子駅の近くで食事をしていきます。リーズナブルな定食屋や健康に配慮した食堂など、その日の気分で行くお店を楽しんでいます。さらにいいお店がないか探訪するのが、食い意地の張った私にとって、よい気分転換になっています。お勧めのお店があったら、教えてください。

あけまして





野外に行こう!

弁護士 金井 知明

私の趣味はアウトドアです。特に川下りが好きで、15年ぐらい前から、あちこちの川を下ってきました。カヌーにテント、寝袋、食料を積んで、川原でキャンプをしながら2、3日かけて川を下ります。

川の流れに身を任せてのんびり過ごすのもよし、激流を必死で漕ぎ抜ける爽快感もよし。川から眺める自然や町の景色は、普段見る風景とまったく違った趣きで、楽しいものです。

野外に出かけると、携帯電話が通じない所も多く、携帯電話、メール、テレビ等から解放されるのも魅力です。便利な道具ですが、近頃はこれらに縛られていささか窮屈な気もします。何にもないところに行くと、はじめは不便を感じるかもしれませんが、そのうち縛られていたものから解放されたように気も軽くなり、自分と向き合ういい機会にもなります。

アウトドアは楽しいし、ストレス解消にも効果てきめんです。皆さんも、たまには野外に行ってみてはいかがでしょうか。



熊本県球磨川

カナダのユーコン川



おなごころのこころです

寅 2010

音楽に国境はない

岡田 幸代

私は、庄野

真代さんが代

表を務める

「国境なき楽

団」の活動に参加

しています。家庭で不要になった楽器

と音楽をケニアやフィリピンなど世界

中の子ども達に届ける活動です。と言

っても、私は楽器を集めたり、届いた

加しているだけです。

先日、アメリカの黒人歌手にゴスペ

ルを教わりました。大勢で心を一つに

して歌う。音楽には人種や国境の壁は

ないと実感しました。

九条は世界に誇る宝です。争いのな

い平和な地球が実現できるように、活動

を続けていきたいと思っています。

今年もよろしく願っています。

「愛と平和を歌う」

竹澤 美弥子

ていた。

彼は、若い世代にも

社会に興味を持ってほ

「ロックの基本は愛と平和だ。一番

の環境破壊は戦争なんだ。この国の憲

法九条を知っているかい。戦争はしな

い。戦争に加担しない。愛と平和なん

だ。まるでジョン・レノンの歌みたい

じゃないか」(忌野清志郎・語り)

昨年五月九日、青山葬

儀所の告別式に生後

半年の息子を連れ、

友人と共に参列し

た。長蛇の列は、ロ

ック歌手忌野清志郎が多

くの人々に愛されていたことを物語っ

た。息子に残したい未

来を実現できるように、今

年も心機一転頑張ります。

もし若い人達が情熱が持てない社会

があるなら、二〇一〇年新たな社会

の課題に一人ひとりが向き

合う時期にきているの

ではないだろうか?

では残したい未

来を実現できるように、今

年も心機一転頑張ります。



2009年 北法律九条の会の活動日誌

—— 憲法9条は地球と人類の道しるべ ——

第16回 (2009年2月6日)

講演 「それでも対テロ戦争を続けるのか—アフガニスタンの複合的な人道危機—」
谷山博史氏 (日本国際ボランティアセンター代表理事)

第17回 (2009年3月12日)

講演 「語りつぐ、平和への想い—東京大空襲とわたくし—」
早乙女勝元氏 (作家)

映画上映 「戦争と青春」 監督・今井 正氏 原作と脚本・早乙女勝元氏

第18回 (2009年4月24日)

講演 「志布志の映画を撮影して」
池田博穂氏 (監督)
「これだけは知っておきたい、裁判員制度の問題点」
弁護士 鳥生忠佑 坂田洋介



映画上映 「つくられる自白—志布志の悲劇」
監督・池田博穂氏 製作・日本弁護士連合会

第19回 (2009年7月15日)

講演 「人類が生き残るために、いま何が必要か」
池田眞規氏 (弁護士、核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会会長)

映画上映 「ヒロシマ ナガサキ」の上映 監督・スティーヴン・オカザキ氏



第20回 (2009年9月10日)

講演 「第五福竜丸は今日何を訴えているのか」
安田和也氏 ((財) 第五福竜丸平和協会事務局長)

映画上映 「第五福竜丸」 監督・新藤兼人氏

第21回 (2009年10月9日)

第2回・連続憲法学習会 (その1) 「総選挙後の政治情勢と九条改憲の動向」

講演 弁護士 鳥生忠佑

第22回 (2009年11月24日)

北・九条の会「音楽と講演の夕べ」の祭典に合体
日本フィルハーモニー交響楽団員の演奏

講演 「激動する情勢と9条・核廃絶の展望」
一橋大学 渡辺 治 教授



第23回 (2009年12月11日)

講演 「イラク帰還兵が語る戦場の真実」
田保 (タボ) 寿一氏 (元テレビ朝日特派員・イラク戦争の取材記者)

映画上映 「冬の兵士」 製作・田保寿一氏



その他、北法律事務所手持ちのDVDの一覧表を作成し、
これをもとに9条をさらに広めていく活動を行っています。